

北九州市予防給付型通所サービス及び生活支援型通所サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱 新旧対照表

新	旧
<p>第1条～第2条 略 (一般原則)</p> <p>第3条 1～2 略</p> <p>3 <u>指定予防給付型通所サービス事業者、指定生活支援型通所サービス事業者及び指定共生型通所サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>4 <u>指定予防給付型通所サービス事業者、指定生活支援型通所サービス事業者及び指定共生型通所サービス事業者は、そのサービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第4条～第22条の2 略 (運営規程)</p> <p>第23条 (1)～(9) 略 <u>(10) 虐待の防止のための措置に関する事項</u> <u>(11) その他運営に関する重要事項</u> (勤務体制の確保等)</p> <p>第24条 1～2 略</p> <p>3 <u>指定予防給付型通所サービス事業者は、予防給付型通所サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。その際、当該指定予防給付型通所サービス事業者は、全ての従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定</u></p>	<p>第1条～第2条 略 (一般原則)</p> <p>第3条 1～2 略 <u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第4条～第22条の2 略 (運営規程)</p> <p>第23条 (1)～(9) 略 <u>(新設)</u> (10) その他運営に関する重要事項 (勤務体制の確保等)</p> <p>第24条 1～2 略</p> <p>3 指定予防給付型通所サービス事業者は、予防給付型通所サービス従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。</p>

する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。) に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるための必要な措置を講じなければならない。

ただし、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、この規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

4 指定予防給付型通所サービス事業者は、適切な指定予防給付型通所サービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

(業務継続計画の策定等)

第 2 4 条の 2 指定予防給付型通所サービス事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定予防給付型通所サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

ただし、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 3 1 日までの間、この規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

2 指定予防給付型通所サービス事業者は、従業者等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。

3 指定予防給付型通所サービス事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 2 5 条 略

(新設)

(新設)

第 2 5 条 略

<p>(非常災害対策)</p> <p>第 26 条</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>指定予防給付型通所サービス事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 27 条</p> <p>1 略</p> <p>2 指定予防給付型通所サービス事業者は、当該指定予防給付型通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、<u>次の各号に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>ただし、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この規定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。</u></p> <p><u>(1) 当該指定予防給付型通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。</u></p> <p><u>(2) 当該指定予防給付型通所サービス事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p> <p><u>(3) 当該指定予防給付型通所サービス事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。</u></p> <p>3 略</p>	<p>(非常災害対策)</p> <p>第 26 条</p> <p>1 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(衛生管理等)</p> <p>第 27 条</p> <p>1 略</p> <p>2 指定予防給付型通所サービス事業者は、当該指定予防給付型通所サービス事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>3 略</p>
--	--

<p>(掲示)</p> <p>第 28 条</p> <p>1 略</p> <p>2 <u>指定予防給付型通所サービス事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定予防給付型通所サービス事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることを可能とすることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。</u></p> <p>第 29 条～第 32 条 略 (地域との連携等)</p> <p>第 33 条</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>指定予防給付型通所サービス事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定予防給付型通所サービスに関する利用者からの苦情に関して、市が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。</u></p> <p>5 <u>指定予防給付型通所サービス事業者は、指定予防給付型通所サービス事業所と同一の建物に居住する利用者に対して指定予防給付型通所サービスを提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定予防給付型通所サービスの提供を行うよう努めなければならない。</u></p> <p>第 34 条 略 <u>(虐待の防止)</u></p> <p>第 34 条の 2 <u>指定予防給付型通所サービス事業者は、虐待の防止のための措置に関する事項について運営規程を定めるとともに、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。</u></p> <p><u>ただし、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、この規</u></p>	<p>(掲示)</p> <p>第 28 条</p> <p>1 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 29 条～第 32 条 略 (地域との連携等)</p> <p>第 33 条</p> <p>1～3 略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第 34 条 略 <u>(新設)</u></p>
---	---

定の適用については、「講じなければ」とあるのは、「講じるように努めなければ」とする。

(1) 当該指定予防給付型通所サービス事業所における虐待の防止のための対策を検討委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定予防給付型通所サービス事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定予防給付型通所サービス事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第35条～第52条 略

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、施行日以後に実施された予防給付型通所サービス、生活支援型通所サービス及び共生型通所サービスについて適用し、施行日前に実施された予防給付型通所サービス及び生活支援型通所サービスについては、なお、従前の要綱の例による。

第35条～第52条 略